

「マイナンバー制度」

第2弾を
緊急開催

対策学習会のお知らせ

事業主も従業員等の社会保険や税の手続きで個人番号を取扱います！

●具体的に準備をすすめましょう（チェックポイント）



マイナンバーの収集対象者の洗い出しをしましたか？

※役員・従業員、源泉をしている外部の人も含みます。

マイナンバーを適正に扱うための規定をつくりましたか？

※マイナンバーは特定個人情報です。取扱い規定等の策定が必要です。

マイナンバーに対応した改修（システム、カギ付き棚など）準備は？

※安全管理の措置…PCのセキュリティーは、書類棚のカギは

安全管理の担当者を決めましたか？

※源泉等マイナンバー記入の提出書類等を扱う責任者を事務担当者とする。

利用目的の確定と提示方法を決めましたか？

※掲示板・メール送信などで通知する必要があります。

従業員への周知（通知カードの扱い）をしましたか？

※短時間でもマイナンバー説明会を職場で開きましょう。

業務日誌等の記録するものを準備しましたか？

※マイナンバーの取扱い状況がわかる記録を保存する。

例えば、入手日、廃棄日、作成日、交付日、提出日など

マイナンバー対策学習会

10/21（水）午後2時～

東京土建中野支部会館にて

講師：相田会計事務所・相田英男税理士